

2023年7月20日

株式会社プロテリアル

第31回、第32回、第33回無担保社債(社債間限定同順位特約付)  
社債権者集会決議の裁判所認可について

当社発行の第31回、第32回、第33回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(以下「各社債」といいます。)の条件変更に係る2023年7月12日開催の各社債権者集会における下記決議について、それぞれ、裁判所の認可決定(東京地方裁判所令和5年(ヒ)第267号乃至269号 社債権者集会決議認可申立事件に係る東京地方裁判所民事第8部令和5年7月19日付決定)がありましたので、お知らせいたします。

記

1. 第31回無担保社債(社債間限定同順位特約付)社債権者集会について

- (1) 日時 2023年7月12日(水)午後1時00分
- (2) 場所 東京都中央区八重洲1-8-16 新槇町ビル  
TKP 東京駅カンファレンスセンター/カンファレンスルーム 2A
- (3) 社債権者集会の目的事項  
議案 本社債の社債要項の一部を変更する件  
(議案の内容)  
本社債の社債要項を、以下のとおり変更する。

(下線は変更箇所)

旧	新
6. 償還金額 額面100円につき金 <u>100</u> 円	6. 償還金額 額面100円につき金 <u>100.045520</u> 円
9. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2023年 <u>12月6</u> 日にその総額を償還する。	9. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2023年 <u>8月9</u> 日にその総額を償還する。
10. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2019年6月6日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月6日及び12月6日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。  (以下省略)	10. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2019年6月6日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月6日及び12月6日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う <u>ものとし、2023年6月7日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u>  (以下省略)

(4) 社債権者集会の結果

本社債の社債権者集会に出席した社債権者の議決権(議決権を行使することのできる全社債権者の議決権総額150億円のうち113億円)全額の賛成により、上記(3)記載の議案につきご承認をいただきました。

2. 第32回無担保社債(社債間限定同順位特約付)について

(1) 日時 2023年7月12日(水)午後2時00分

(2) 場所 東京都中央区八重洲1-8-16 新槇町ビル

TKP 東京駅カンファレンスセンター/カンファレンスルーム 2A

(3) 社債権者集会の目的事項

議案 本社債の社債要項の一部を変更する件

(議案の内容)

本社債の社債要項を、以下のとおり変更する。

(下線は変更箇所)

旧	新
6. 償還金額 額面100円につき金 <u>100</u> 円	6. 償還金額 額面100円につき金 <u>100.650339</u> 円
9. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2025年12月5日</u> にその総額を償還する。	9. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2023年8月9日</u> にその総額を償還する。
10. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2019年6月6日</u> を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月6日及び12月6日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。  (以下省略)	10. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2019年6月6日</u> を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月6日及び12月6日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う <u>ものとし、2023年6月7日</u> から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。  (以下省略)

(4) 社債権者集会の結果

本社債の社債権者集会に出席した社債権者の議決権(議決権を行使することのできる全社債権者の議決権総額150億円のうち110億円)全額の賛成により、上記(3)記載の議案につきご承認をいただきました。

3. 第33回無担保社債(社債間限定同順位特約付)について

(1) 日時 2023年7月12日(水)午後3時00分

(2) 場所 東京都中央区八重洲1-8-16 新槇町ビル

TKP 東京駅カンファレンスセンター/カンファレンスルーム 2A

(3) 社債権者集会の目的事項

議案 本社債の社債要項の一部を変更する件

(議案の内容)

本社債の社債要項を、以下のとおり変更する。

(下線は変更箇所)

旧	新
6. 償還金額 額面100円につき金 <u>100</u> 円	6. 償還金額 額面100円につき金 <u>102.050178</u> 円
9. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2028年12月6日にその総額を償還する。	9. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2023年8月9日にその総額を償還する。
10. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2019年6月6日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月6日及び12月6日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。  (以下省略)	10. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2019年6月6日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月6日及び12月6日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う <u>ものとし、2023年6月7日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u>  (以下省略)

(4) 社債権者集会の結果

本社債の社債権者集会に出席した社債権者の議決権(議決権を行使することのできる全社債権者の議決権総額100億円のうち69億円)全額の賛成により、上記(3)記載の議案につきご承認をいただきました。

※ 上記各社債の社債権者集会の開催理由については、当社の2023年6月12日付プレスリリース「(訂正)「第31回、第32回、第33回無担保社債(社債間限定同順位特約付)に関する社債権者集会の開催について」の一部訂正について」をご参照下さい。

以上